

## 第9章 計画の推進方策

### 1. 計画推進に関する基本方針

- ・景観に関する要素は、多様で多岐にわたり、良好な景観の形成を推進・誘導するためには、関係法に基づく各種制度を一体的に活用し、景観形成に関する関係法令等の横断的な活用を図る必要があります。また、これらの取り組みを継続的に行い、良好な景観の形成を図る総合的な施策の展開に努める必要があります。
- ・景観計画推進のため、景観条例、屋外広告物条例の施行と共に、景観づくりの指針（ガイドライン）を作成し、市民や事業者が景観計画に基づき具体的な景観づくりを進めていきます。

### 2. 計画推進のための取り組み

#### 1) 市民・事業者・行政が協働する

- ・景観計画に基づき、景観形成を推進するためには、市民、事業者、行政が一体となり、お互いの責務をしっかりと理解し、協働しなければなりません。
- ・計画の推進のため、ふるさと景観フットパスプロジェクトや景観審議会または、N P O等の地域に密着した団体と意見交換をしながらより良い景観形成ができるよう、意義や規制内容の周知、合意形成を得たうえで、計画を推進していきます。



現地を確かめながら地域の景観について共通認識を育み、目標設定などを行う

#### 2) 景観計画を運用する中でより良い方法を模索する

- ・条例に基づく運用を開始し、具体的な事例について市民、事業者、行政が協議を行う中で、良好な景観づくりについて三者が共通認識を深めていくことが重要となります。
- ・従って、届出が必要な行為とその規模や、景観づくりの基準について、より効果的な内容に改定していきます。
- ・このため、府内における景観形成に関する委員会やワーキンググループを組織し継続的に検討を進めます。

### 3) 協議・対話を重視する

- ・行為の制限で示された基準を満たしていれば良いという考え方ではなく、あくまで具体的な一つひとつの行為が本当に本市の景観にとって良いかどうかを協議し、より良い方向へ導くことができるような体制づくりを行い、より多くの人々の意見が反映できるようにしていきます。

### 4) 重点地区等を追加していく

- ・重要な景観として保護していくべき地域であると認識したとき、行政あるいは市民の発案で重点地区を設定し、その景観形成基準を作成して、重要な景観を保全できる仕組みとします。
- ・地域の合意を得るなかで、より実効的な景観計画となるようにしていきます。

### 5) 地区計画制度を活用する

- ・地区の計画的な整備と良好な景観の形成が同時に求められる場合、景観地区と同様の仕組みを地区計画に導入することが可能となります。
- ・この地区計画制度を活用して、適切な景観の誘導を図ります。

## 3. 景観協議会の設置

- ・景観行政団体、公共施設管理者及び景観整備機構は、関係する他の公共団体や公益事業者、市民等の関係者を加え、良好な景観の形成に向け協議を行う場となる景観協議会を組織することができます。
- ・景観協議会で協議し合意された事項については、尊重義務が発生することとなり、地区の景観に関する課題を協議する場合、景観行政団体や道路管理者、農林商工関係団体、地区の住民、商店経営者など立場の異なる人々が話し合うことで、多角的な協議による共通認識を引き出しやすくなります。

## 4. 景観整備機構の設立に向けた支援の実施

- ・地域で活動するN P O法人や公益法人を景観行政団体が景観整備機構として公的に位置づけ指定し、市民やN P Oの主体的な取り組みを支援することができます。また、景観整備機構は所有者と協定を結び景観重要建造物や樹木の管理を行うことも可能とされています。今後は、本市において景観形成に関する市民団体が景観整備機構となるよう積極的に支援することとします。

## 5. 景観形成のための支援

### 1) 市民組織への支援

- ・良好な景観の形成に寄与する市民活動に対して、その活動の支援を実施します。
- ・市民等の主体性を重視した景観づくりを推進するため、市民提案など、市民の発意による景観づくりの取り組みを大切にし、地区の良好な景観の形成へ向けた目標の設定や基準づくりなどについて協働で取り組みます。

## 2) 景観形成重点地区内における行為に対する支援

- ・住民の合意により設定された重点地区内における景観形成行為に対する支援を行います。
- ・景観形成重点区域の指定は、市民、行政双方の発意が想定されますが、いずれの場合も市民と行政との協議の場を設け、合意を得た上で対象地区を定めます。
- ・地区の皆さんを対象としたワークショップの開催やまち歩き、学習会等の活動を行いながら、景観形成上の問題点を整理します。
- ・問題点や課題を踏まえて、景観形成の目標や指針・基準等を検討し、地域住民等の合意形成を図ります。
- ・景観計画への位置付けに際しては、対象地域内の市民を対象とした説明会を開催します。

## 3) 景観重要建造物及び景観重要樹木に係る現状変更行為に対する支援

- ・景観計画区域内の良好な景観の形成のために、景観上重要な建造物（建築物・工作物）を、景観行政団体が指定し、その優れた外観の維持・保全を目的とする「景観重要建物」及び景観上重要な並木や由緒ある樹木などを指定することで、伐採・移植などから守る「景観重要樹木」については、その指定、管理、維持・修繕等、細かな対応が必要となります。
- ・市は地域や所有者と協働して、景観保全に対する積極的な支援を行います。

## 6. 景観づくりの指針（ガイドライン）の作成

- ・市民や事業者が景観計画に基づき具体的な景観づくりを進めていく上での指針（ガイドライン）を作成します。このガイドラインは、広く市民の参加のもとに作成するもので、個別の景観づくりに関して詳細な考え方を示し、本景観計画を運用する上でのガイドラインとなります。